

霞ヶ浦湖北流域下水道施設の管理に関する基本協定書（例）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり、茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和45年茨城県条例第35号。以下「条例」という。）第8条に基づき、霞ヶ浦湖北流域下水道施設（以下「本施設」という。）の管理に係る協定（以下「本協定」という。）を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

第1章 総 則

（管理の基本方針）

第1条 乙は、管理を行うにあたっては、本施設が公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を生かし、本施設の設置目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、甲が目指す施策の実現に寄与するとともに下水道の利用者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図るものとする。

（管理業務）

第2条 条例第9条で規定する乙が行う業務（以下「管理業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 運営管理に関する業務
 - (2) 施設の運転操作及び監視に関する業務
 - (3) 水質管理に関する業務
 - (4) 施設の保守点検に関する業務
 - (5) 物品等の管理及び小規模修繕(1件あたり税込400万円未満)に関する業務
 - (6) 庁舎及び施設の管理に関する業務
 - (7) 廃棄物の処分に関する業務
 - (8) 薬品、燃料、消耗品、材料、電力、水道等の調達または管理に関する業務
 - (9) 環境保全のための排ガス及び臭気物質濃度、騒音及び振動の計測の立会いに関する業務
 - (10) 運転データなどの記録及び保管に関する業務
 - (11) 普及啓発・広報活動等に関する業務
 - (12) 地域経済や産業振興に関する取組
 - (13) 施設見学者の案内等に関する業務
 - (14) 前各号に掲げる業務のほか、甲又は乙が管理上必要と認め、甲乙協議により定める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務処理要領」のとおりとする。
- 3 甲は、本施設の良好な管理状況を確保するため、乙が行う管理業務について適正な成果目標を設定することとし、その内容は別記2「成果目標」のとおりとする。

（管理物件）

第3条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に定める別紙1「霞ヶ浦湖北流域下水道施設主要設備一覧」及び別紙2「霞ヶ浦湖北流域下水道備品・資産一覧表」のとおりとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。

- 3 乙は、管理物件を前条で定める業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 4 甲及び乙は、管理物件に増減があった場合、管理物件等増減報告書を提出しなければならない。この場合において、甲及び乙は、当該報告書が提出された年度における増減について、翌年度の年度協定で確認するものとし、同協定の締結をもって本協定の変更があったものとみなす。

(指定期間)

第4条 本業務の指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

- 2 本業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第5条 甲が乙に支払う指定期間中の指定管理料は、円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

- 2 甲が乙に対して支払う毎年度の指定管理料の支払額、支払時期及び方法については、甲の予算の範囲内で年度協定により毎年度定めるものとする。
- 3 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準及び物価水準の変動、並びにその他のやむを得ない事由により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。
- 4 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
なお、焼却灰の放射能濃度が下がり処分方法等が従前の方法に戻った場合は、指定管理料に含まれる特別損失の費用について、甲、乙協議の上変更するものとする。
- 5 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。
- 6 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、別紙7「霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理業務標準仕様書」に定める業務要求水準を達しない場合、又は、管理業務に係る事故等が発生した場合、指定管理料を減額することができる。

(県施策への配慮)

第6条 乙は、本業務を実施するにあたっては、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、自然災害防災対策、地域安全対策等県が推進する施策への取り組みに配慮するものとする。

第2章 管理業務の実施

(法令等の遵守)

第7条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、その他関係法令、条例並びに本協定及び年度協定を遵守するとともに、募集要項等及び事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、募集要項等及び事業計画書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、事業計画書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(文書等の保管及び保存)

第8条 乙は、乙の従業員が管理業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、乙の従業員が組織的に用いるものとして乙が保有しているもの（官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「管理文書」という。）について、文書の管理に関する規定を別に定め、これにより適正に管理することとし、指定の期間が満了し、又は取り消されたときは、管理文書の管理について甲の指示に従うものとする。

(情報の公開)

第9条 乙は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）の趣旨にのっとり、乙の保有する本業務に係る情報の公開に関し、次に掲げる措置を講ずるための規定を整備し、本業務を開始する日から乙の保有する本業務に係る情報の公開を実施するものとする。

- (1) 管理文書の開示請求に関する措置
- (2) 前号の措置に対する異議申出に関する措置
- (3) 情報提供に関する措置
- (4) その他乙の保有する管理業務に係る情報の公開を実施するために必要な措置
- (5) 乙が指定管理者で無くなった後の前各号（第3号は除く。）に掲げる措置

2 乙は、前項の規定を定め、改め、又は廃するときは、あらかじめ甲と協議し、その承諾を得るものとする。

3 乙は、指定期間が満了した日又は指定が取り消された日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過するまでの間は、第1項第5号に掲げる措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本業務を実施するにあたり取り扱う個人情報については、別記3「個人情報の取り扱いに関する特記事項」によらなければならない。

(目的外使用)

第11条 乙は、本業務以外の目的で施設を使用する場合は、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき、あらかじめ甲の許可を受けなければならない。

(第三者による実施)

第12条 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、あらかじめ甲に協議しなければならない。

ただし、委託については、1件の設計金額（見積金額）が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の場合は、協議を省略することができる。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害とみなして、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、本業務を実施するにあたり知りえた秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、乙の従業員に対し、本業務に従事する期間及び従事しないこととなった以後の期間において、本業務に関して知りえた秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(開業準備)

第14条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(経理の区分)

第15条 乙は、本業務に関しては、専用の口座を開設するとともに他の事業から区分し、経理を明確にしなければならない。

- 2 乙は、事業年度毎に収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにするとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(監査の実施等)

第16条 乙は、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項又は第252条の42第1項に基づき、監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人が管理業務に係る出納その他の事務について監査する必要があると認めるときは、その実施について協力しなければならない。

(管理備品の取扱い)

第17条 乙は、指定管理料の範囲内において本業務に必要な備品を購入し、又は調達することができるものとする。この場合において、購入し、調達した備品の所有権は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、故意又は過失により管理備品を毀損し、又は滅失したときは、甲に報告したうえで、これを弁償し、又は自己の費用で当該管理備品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。この場合において、購入し、又は調達した管理備品の所有権は、甲に帰属するものとする。
- 3 乙は、前2項により管理備品を購入し、又は調達したときは、甲に報告しなければならない。
- 4 乙の使用する管理備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、甲又は乙は、協議により必要に応じて当該備品等を購入または調達するものとする。
- 5 乙は、管理備品について、定期的に現物の実査を実施してその結果を書面に残さなければならない。

(管理物件の形質変更等)

第18条 乙は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 乙は、天災地変その他の事故により管理物件を損壊し、又は滅失したときは、遅滞なくその状況を甲に報告しなければならない。

(緊急時の対応)

第19条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等（以下「事故等」という。）の緊急事態が発生した場合、又は発生する恐れのある場合は、乙は直ちに適切な措置を講じるとともに、甲その他関係者に対して通報し、必要な措置について甲と協議しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(管理施設の維持保全)

第20条 乙は、施設の運営に支障をきたさないよう、必要な修繕、改修等を行うこと。

なお、修繕、改修の実施にあたっては、緊急を要する場合を除き、事前に甲に連絡、協議等を行うこと。

2 修繕経費については、原則として指定管理者の管理経費で賄うものとする。ただし、軽微な修繕以外で、協議の上、その費用のすべてを指定管理者に負わすことが適当でないと認められる場合は、費用負担について甲と乙との間で協議して実施するものとする。この場合の甲の負担分については、甲の予算の範囲内で賄うことができるものとする。軽微な修繕とは、1件につき400万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものとする。

(リスク分担)

第21条 本業務を実施するにあたり支障を生じさせる恐れのある事項（以下「リスク」という。）の分担については、募集要項別紙4「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスク分担を決定する。

3 前2項のリスク分担により発生する補償又は賠償の方法及び費用については、甲及び乙が誠意をもって協議し決定する。

(損害賠償等)

第22条 乙は、本業務を実施するにあたり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合、指定管理料を減額することができる。

(保険加入)

第23条 本業務の実施にあたり、甲が加入している保険は、次のとおりである。

(1) 建物総合損害共済（公益財団法人 都道府県センター）

(2) 下水道損害保険（公益社団法人 日本下水道協会）

2 本業務の実施にあたり、乙はリスクに応じた必要な保険に加入するよう努めなければならない。

3 乙は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類等の写しを甲に提出しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第24条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第25条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙で協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。

なお、乙が加入した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第26条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(不当介入への対応)

第27条 乙は、本業務を実施するにあたり、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これとかかわりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等）による不当介入（乙に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、本業務の履行の障害となるものをいう。））を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 断固として不当介入を拒否すること

(2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること

(3) 甲に報告すること

(4) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、本業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。

第3章 管理状況の把握等

(業務計画書)

第28条 乙は、甲に提出した事業計画書を踏まえて、毎事業年度甲が指定する期日までに、甲の指定する内容を記載した年度事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲は、前項の規定により提出された年度事業計画書について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができるものとし、乙は合理的な理由がある場合を除いてそれを拒むことはできない。
- 3 乙は、前項の規定により指定管理期間の初年度に係る事業計画書を提出する場合には、甲が別に定める「スライド基準額報告書」を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、第1項の規定により提出した年度事業計画書を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

(月間業務実施状況報告書)

第29条 乙は、毎月、業務報告書（月報）を作成して、別記1「管理業務処理要領」に定めるとおり、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができる。
- 3 甲は、本業務の適正を期するため、乙に対し、前2項に掲げるもののほか、本業務の実施状況及び乙の経理状態に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(年度指定管理業務報告書)

第30条 乙は、毎事業年度末日までに次に掲げる項目を記載した年度指定管理業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 管理業務に関する経費の収支状況
 - (3) 成果目標及びその実績
 - (4) 管理業務に関する自己評価
 - (5) その他甲が必要と認める事項
- 2 乙は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に、当該年度の当該日までの間の年度指定管理業務報告書を甲に提出しなければならない。

(決算書類の提出)

第31条 乙は、乙の毎事業年度の決算確定後1月以内に、当該年度の収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を甲に提出しなければならない。

(実施状況の調査、指示等)

第32条 甲は、乙が第30条の規定により提出した年度指定管理業務報告書により、乙が行う管理業務の実施状況について、確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による管理業務の実施状況等を確認し、又はそれらの評価を行うことを目的として、随時、管理物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙に対して管理業務の実施状況、収支の状況等について説明を求めることができる。

- 3 乙は、前項による甲の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてそれを拒むことはできない。この場合において、乙は、必要とされる関係書類を速やかに提示するなど甲が実施する調査に対して誠実に対応しなければならない。
- 4 前3項による調査等の結果、乙による管理業務の実施の状況が、別記2「成果目標」で示した基準を満たしていない場合等は、甲は、乙に対して必要な指示又は業務の改善勧告（以下「指示等」という。）を行うことができる。
- 5 乙は、前項による指示等を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第4章 指定期間の満了

（業務の引継ぎ等）

第33条 乙は、指定期間の満了又は指定の取り消しなどにより管理業務が終了する場合は、下水道の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、管理物件を甲の定める期間内に、甲又は甲が指定するものに適正に引き継ぐものとする。

- 2 乙は、その他の管理業務の引き継ぎについては、甲又は甲の指定するものに誠意をもって協力するものとする。

（原状回復義務）

第34条 乙は、指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたとき、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理物件を原状に回復し、速やかに甲に明渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙の申し出を甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明渡すことができるものとする。
- 3 第1項の場合において、乙が正当な理由なく相当な期間の経過後も管理物件を原状に回復しないときは、甲は、乙に代わって管理物件を原状に回復するために必要な措置を講ずることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることとはできず、かつ、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

（備品等の扱い）

第35条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、乙は、甲又は甲の指定するものに対して引き継がなければならない。

第5章 指定の取り消し等

（業務継続困難の場合の措置等）

第36条 乙は、管理業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して実地調査を行った上で、指示等を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施などを求めることができる。
- 3 乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合には、甲及び乙は、今後の管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取り消し等)

第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務履行に際し不正行為があったとき
 - (2) 甲に対し、正当な理由なく報告の求め若しくは調査に応じず、虚偽の報告をし、又は調査を妨げた場合
 - (3) 乙が、本協定に基づく甲の指示等に従わない場合
 - (4) 乙が、本協定若しくは年度協定に定める事項を履行しないとき又は履行できる見込みがないと認められる場合
 - (5) 乙が、関係法令等並びに本協定若しくは年度協定の規定に違反したと認められる場合
 - (6) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が指定管理者として管理業務を継続することができないと認められる場合
 - (7) 役員等が、暴力団関係者であると認められるとき
 - (8) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営し、若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる場合
 - (9) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営し、若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - (10) 前3号のほか、役員等が、暴力団若しくは暴力団関係者が開催するパーティ等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、又は自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待するような関係若しくは暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係などを有している認められる場合
 - (11) 乙の経営に、暴力団関係者が実質的に関与していると認められる場合
 - (12) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき
 - (13) 暴力団員であることを知らずに雇用・使用していた場合、甲が当該被雇用（使用）者の解雇を求め、これに従わなかったとき
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、乙が指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められる場合
- 2 甲が、前項の規定により乙に対し指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取り消しの理由
 - (2) 指定取り消しの要否
 - (3) 指定管理者による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 乙は、第1項の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、乙に損害が生じてもその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取り消しの申し出)

第38条 乙が次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。）
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき
 - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により指定管理者が指定の取り消しを希望するとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取り消し）

第39条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙との協議により決定するものとする。

第6章 その他

（指定管理者の構成員の変更）

第40条 乙は、やむを得ない事由によりその構成員を変更しようとする場合、甲に対して構成員の変更を申し出ることができる。

- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第41条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

（重要事項の変更の届け出）

第42条 乙は、定款、寄付行為、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（本業務の範囲外の業務）

第43条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。
- 3 甲と乙とは、自主事業を実施するにあたって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

（請求、通知等の様式その他）

第44条 本協定に関する甲と乙との間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第45条 本業務の遂行にあたり、内容の変更や特別な事情が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第46条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第47条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(裁判管轄)

第48条 管理業務に関して甲乙間に争いが生じたときは、水戸地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	所在地	茨城県水戸市笠原町978番6	
	名 称	茨城県	
	代表者	茨城県知事	印

乙	所在地		
	名 称		
	代表者		印

別記1 「管理業務処理要領」

(目的)

- 1 この処理要領は、管理業務に関し、乙が処理すべき業務及びその実施方法等について定める。

(対象施設)

- 2 管理業務の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 浄化センター（放流渠含む）
- (2) ポンプ場（マンホールポンプ及び管渠含む）

(管理業務)

- 3 管理業務の内容は、次の各号に掲げる業務とし、詳細は事業計画書のとおりとする。

(1) 運営管理に関する業務

- ア 運転管理の仕様管理
- イ 各種業務の企画立案、運用管理
- ウ 県との調整
- エ 運営に関する記録の保存

(2) 運転・監視・施設点検に関する業務

ア 運転操作及び監視

- (ア) 運転監視業務計画及び運転目標に基づく設備の運転、操作、監視及び計測並びにその記録
- (イ) 処理場内の日常巡視点検及び記録
- (ウ) 各種日誌、日報、月報等の作成、帳票の整理
- (エ) 異常時（主要機器故障、処理機能異常、異常水の流入、停電、大雨・地震等の災害時他）における応急措置、県への連絡、報告
- (オ) 保守点検業務に伴う機器の運転操作
- (カ) 第三者の行う工事等に伴う機器の確認及び運転操作
- (キ) 建築付帯設備の運転操作
- (ク) 設備の運転に伴う薬品、燃料、油脂その他消耗品等の残量記録、報告及びその搬入に伴う受け入れ立ち会い
- (ケ) 施設管理を目的として県が行う調査委託業務等の立会い
- (コ) その他運転監視上必要な業務

イ 水質管理業務

- (ア) 水処理施設運転管理上必要な水質試験等
 - ① 試料の採取
 - ② 水質及び汚泥、汚泥焼却灰等の試験
 - ③ 試験結果の整理・管理及び報告書等の作成
- (イ) 水質試験等結果のとりまとめ、報告書の作成
- (ウ) 試験用試薬・消耗品の購入・保管・管理
- (エ) 県が所有する水質モニター類の機能維持・管理
- (オ) 県が所有する水質試験室、水質試験等機器・器具類等の機能維持・管理
- (カ) 廃液の保管・管理
- (キ) 異常時の対応
- (ク) 県が行う委託試験業務等の立会い

- (ケ) 県が行う下水処理場における水処理課題の解決に係る調査協力
- (コ) その他水処理・汚泥処理等の管理上必要な業務
- ウ 施設の保守点検及び点検によって発見された異常箇所等の調整
 - (ア) 機械設備、建築付帯設備の日常点検手入れ、定期点検手入れ、測定及びその記録
 - (イ) 保安規程に基づく電気工作物の日常巡視点検手入れ、測定及びその記録
 - (ウ) 中継ポンプ場の巡視点検
 - (エ) 設備の故障修理、簡易な補修工事、補修塗装及びその記録
 - (オ) 異常時（設備故障、処理機能異常、異常水の流入、大雨・地震等の災害時他）における応急措置、特別巡視
 - (カ) 第三者の行う工事等に伴う機器の確認及び運転操作
 - (キ) 機器の予備品、材料の管理
 - (ク) 現場計器、測定器、試験用器具等の保守及び管理
 - (ケ) 幹線管渠等の巡視点検手入れ及びその記録
 - (コ) 処理施設等の清掃
 - (サ) その他保守管理上必要な業務
- (3) 小修繕（一件あたり税込 400 万円未満）及び部品（材料）、消耗品交換
 - ア 消耗部品及び故障した部品の購入・交換について、設備の性能が確保されるよう適宜実施する。
- (4) 庁舎及び施設の管理
 - ア 建物及び周辺の清掃
 - イ 一般廃棄物の処理、処分（収集及び収集運搬）
 - ウ 消防設備の点検
 - エ 飲料水受水槽の清掃
 - オ 天井クレーン、ホイストの点検
 - カ 処理場、各中継ポンプ場、マンホール周辺等の除草
 - キ 処理場、各中継ポンプ場の植栽管理
 - ク 水処理施設のスカム除去
 - ~~ケ 気象情報予測~~
 - コ 処理場・ポンプ場脱臭装置の活性炭交換
 - サ 管理本館の空調設備点検
 - シ 気象観測装置の点検
 - ス 水質モニターの点検
 - セ 作業環境の測定
 - ソ 地下タンクの点検
- (5) 幹線管渠等のパトロール
- (6) し渣、沈砂、汚泥、焼却灰等の収集運搬、処分
 - ア し渣、沈砂の収集運搬、処分
 - イ 焼却灰、汚泥（脱水ケーキ）の収集運搬、処分
 - ウ 維持管理業務等で発生する廃材の処理、処分
- (7) 薬品、燃料、消耗品、材料、水道等の調達管理
 - ア 以下の薬品、燃料、消耗品、材料の調達、管理、出納等記録業務を行う。
 - (ア) 水処理、汚泥処理、脱臭設備に使用する薬品（次亜塩素酸ソーダ（12％）、高分子凝集剤（汚泥処理用）、ポリ硫酸第二鉄、ポリ塩化アルミニウム（PAC）、苛性ソーダ（48％）、汚泥消臭剤、消泡剤、消石灰等）
 - (イ) A重油（汚泥焼却炉用、処理場自家発設備用、ポンプ場自家発設備用）
 - (ウ) プロパンガス（給湯、水質試験用、焼却用等）
 - (エ) 消耗品（庁舎管理、施設管理、水質試験等業務で使用する消耗品、試験用試薬等）
 - (オ) 材料（脱水機用ろ布、機械の交換部品等）
 - (カ) ガソリン

- イ 以下の物品について、調達、管理業務を行う。
 - (ア) 水道（上水）
 - (イ) 電話通信料等
- ウ 以下の物品について、支払業務を行う。
 - (ア) 直接経費（薬品費、燃料費、動力費及び委託費等）
- (8) 処理場管理のための排ガス及び臭気物質濃度測定等
 - ア 焼却炉の排ガス計測及び記録、処理場及び中継ポンプ場における脱臭設備の臭気物質濃度の計測及び記録
- (9) 運転データなどの記録及び保管
 - ア 運転日報、月報、年報等の作成、保管
 - イ 水質日報、月報、年報等の作成、保管
 - ウ 維持管理年報の作成
 - エ 各種業務データ（点検日誌、設備台帳等）の整理
- (10) 普及啓発・広報活動等
 - ア パンフレット類の作成
 - イ 県が行う普及啓発・広報活動に対する協力
- (11) 地域経済や産業振興に関する取組
 - ア 地域のイベント等への協力
- (12) 施設見学者の案内等
 - ア 施設見学者の受付
 - イ 施設見学者に対する会議室での説明
 - ウ 施設見学者に対する現場案内
- (13) 前各号に掲げるもののほか、施設管理上必要と認める業務
 - ア 災害等緊急対応
 - イ 各種報告書類（業務履行計画書、作業予定表、作業実績表）の作成、整理

（維持管理費の執行）

- 4 管理業務の実施にあたっては、常に最小の経費をもって最大の効果を上げるように努めなければならない。

（有資格者の配置）

- 5 管理業務の実施にあたり、法令に定める必要な有資格者を置かなければならない。

（記録）

- 6 管理業務の実施にあたり、日報、月報、年報等の記録を作成し、業務の適正化に資するものとする。

(報告)

- 7 管理業務の実施状況等は、下表に定めるところにより、甲に報告しなければならない。

報告を要する場合又は内容	時期
1 年度事業計画書	年度毎の業務開始前まで（ただし、2年次以降は前年度の2月末日までに提出する。）
2 委託承認願	業務開始前まで
3 業務責任者等通知	年度毎の業務開始前まで
4 月間委託状況報告	翌月の10日まで（ただし、3月分は月末までに当月分を報告する。）
5 業務月報	翌月の10日まで（ただし、3月分は月末までに当月分を報告する。）
6 消耗・故障部品交換状況報告書	翌月の10日まで（ただし、3月分は月末までに当月分を報告する。）
7 小規模修繕報告書	翌月の10日まで（ただし、3月分は月末までに当月分を報告する。）
8 異常状況報告書	事態発生または生ずる恐れがあるとき
9 年度指定管理業務報告書	当該事業年度の末日まで
10 支出状況報告書	四半期毎の業務完了後30日以内（ただし、第4四半期は年度末までに報告する。）
11 レベル3防災気象情報の発表における状況報告書	情報発表時
12 地震発生後臨時点検結果表	点検後速やかに
13 保守点検結果報告書	翌月の10日まで（ただし、3月分は月末までに当月分を報告する。）
14 重要物品処分承認願	事案発生時
15 事故発生・処理状況報告書	事故が生じたときあるいは状況が変化したとき
16 事故報告書	事故が生じた後に指示があったとき
17 業務に関する提出書	必要と認めるとき

別記2「成果目標」

1 目標放流水質は、以下の数値とする。

区分	BOD	COD	SS	pH	TN	TP	大腸菌数
法令等基準	—	日間平均 15mg/L 日最大 20mg/L以下	日間平均 15mg/L 日最大 20mg/L以下	5.8～8.6	日間平均 20mg/L以下	日間平均 1mg/L以下	日間平均 300CFU/mL 以下
管理基準	日最大 5.0mg/L以下	日最大 10.0mg/L以下	日最大 13.5mg/L以下	6.0～8.4	日最大 10.0mg/L以下	日最大 0.50mg/L以下	日最大 200CFU/mL 以下

2 焼却灰の熱しゃく減量の数値は、10%以下を基準として適正に運転する。

3 その他事業計画書に定めるもの。

個人情報の取り扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築しなければならない。

(責任者等の報告)

第4 乙は、個人情報取扱責任者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、その目的に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、本人から収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引渡ししてはならない。

(教育の実施)

第7 乙は、その使用する者に対して、在職中及び退職後においてもこの業務による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等利用時の措置)

第8 乙は、管理業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の複写の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による事務を処理するために甲から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(適正な管理)

第11 乙は、管理業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、管理業務による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、管理業務終了後直ちに甲に返還し、又は引渡し、若しくは破棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(点検の実施)

第13 乙は、甲から個人情報の取り扱いについて報告を求められた場合は、個人情報の取り扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第14 甲は、管理業務に係る個人情報の取り扱いについて、適正に管理されているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査及び必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の対応)

第15 乙は、管理業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第16 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注) 個人情報を取扱う事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

指定管理者事業計画（報告）書

令和 年 月 日

茨城県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

公の施設の管理の業務に関し、茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置に関する条例第10条の規程により、下記のとおり報告します。

記

- 1 公の施設の名称

施設名を記入
- 2 実施期間
- 3 管理業務の実施状況及び利用状況
- 4 管理に係る経費の収支状況
- 5 その他

②

(流 下 第 号)
令和 年 月 日

茨城県知事 ○○ ○○ 様
〔 霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理者
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 様 〕

指定管理者
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○
(茨城県知事 ○○ ○○)

霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理協定変更協議書

令和 年 月 日に締結した霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理協定書第 条の規程により、次のとおり協定内容の一部を変更したいので申し出ます。

記

1 施設の名称

所 在 地 ○○○○○
名 称 ○○○○○

2 変更協定名

霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理協定書

3 変更内容

- (1)
- (2)
- (3)

4 変更希望年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 変更理由

- (1)
- (2)

6 その他

- (1)
- (2)

③

(流 下 第 号)
令和 年 月 日

茨城県知事 ○○ ○○ 様
〔 霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理者
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 様 〕

指定管理者
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○
(茨城県知事 ○○ ○○)

霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理協定変更合意通知書

令和 年 月 日付で申出のあった霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理協定書の変更に
ついて、次の条件を付して合意するので通知します。

記

1 施設の名称

所 在 地 ○○○○
名 称 ○○○○

2 変更協定名

霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理協定書

3 変更事項

- (1)
- (2)
- (3)

4 変更年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 変更の条件

- (1)
- (2)

6 その他

- (1)
- (2)

④

(流 下 第 号)
令和 年 月 日

長 ○○ ○○ 様
霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理者
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 様

指定管理者
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○
(長 ○○ ○○)

霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理に関する協議書

令和 年 月 日に締結した霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理協定書第 条の規程
により、次のとおり について協議したいので申し出ます。

記

- 1 施設の名称
所在地 ○○○○
名 称 ○○○○
- 2 協議内容
- 3 その他

⑤

(流 下 第 号)
令和 年 月 日

長 ○○ ○○ 様
〔 霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理者
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 様 〕

指定管理者
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○
(長 ○○ ○○)

霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理に関する変更承諾書

令和 年 月 日付で申出のあった霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理に関する変更について、次の条件を付して承諾するので通知します。

記

1 施設の名称

所 在 地 ○○○○
名 称 ○○○○

2 変更内容

- (1)
- (2)
- (3)

3 変更年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 変更の条件

- (1)
- (2)

5 その他

- (1)
- (2)